

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに現場作業員として従事していたところ、平成○年○月○日高架橋の横梁型枠に面木を取り付ける作業を行っていた際、スラブ上から梁部へはしごを使って降りた時に足を踏み外し、はしごの棧の間に右足を落とし、倒れ込んだ際に左足太ももをはしごの棧部に強打し負傷した。

請求人は、同日、B整形外科クリニックの受診を経て、C病院に転医し「左大腿骨骨幹部骨折」と診断され入院加療し、平成○年○月○日にはD病院に転医し加療を継続し、平成○年○月○日に治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、左大腿部の疼痛が残存していると主張するので、以下、検討する。

(1) D病院E医師は、平成○年○月○日の審査官からの質問に対し、要旨、請求人の痛みは骨折治ゆ、短縮に通常派生する痛みとは別に評価すべきであると述べている。F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、骨折部は骨ゆ合しており、約5°の変形治ゆを認め、左下肢にがん固な神経症状を残存し、左下肢は右下肢と比べ2cm短縮していると意見している。また、G医師は、平成○年○月○日の審査官からの質問に対し、要旨、大腿骨手術によって用いられたワイヤーは、骨ゆ合が得られていれば、緩む可能性はなく、ワイヤーによる歩行時の支障も生じないとの意見を述べている。

(2) 当審査会は、医証等を再度検討したが、F医師及びG医師の意見を妥当と認める。左大腿骨骨折は既にゆ合しており、請求人に残存している疼痛は、局部にがん固な神経症状を残すもの（障害等級第12級の12）に該当すると判断され、また、左下肢の2cm短縮（障害等級第13級の8）を併合し、障害等級第11級に該当すると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。